

群馬県統計情報提供システム(ホームページ)広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県総務部統計課(以下「統計課」という。)が運営するホームページ「群馬県統計情報提供システム」への広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告掲載の種類は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告、個人宣伝に係るもの。
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと統計課長が認めるもの。

(広告の枠数、掲載料及び規格)

第4条 掲載する広告の枠数、掲載料及び規格は、次の表のとおりとする。

掲載数	3枠
掲載料	1枠につき12か月24,000円 年度途中からの掲載の場合、2,000円×年度末までの掲載月数とする(消費税及び地方消費税含む)。 ※掲載開始が月中の場合、掲載月数は掲載開始月の翌月から数えるものとする。
規格(1枠)	サイズ縦110ピクセル×横250ピクセル 形式GIF又はJPEG(アニメーション不可)40KB程度
備考	バナー広告の掲載に当たっては、「群馬県統計情報提供システム(ホームページ)広告募集案内」及び同要領並びに「群馬県広告掲載要綱」、「群馬県広告掲載基準」に基づき行うこととする。

2 広告掲載料は、統計課長の指定する期日までに、一括納付するものとする。

(広告掲載の位置)

第5条 広告掲載の位置は、ホームページのトップページ下段欄とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として、募集期間終了日の翌月から掲載開始月の属する年度の末日までとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、「群馬県統計情報提供システム(ホームページ)」において行うものとする。

(広告掲載の申込)

第8条 広告掲載希望者は、「群馬県統計情報提供システム(ホームページ)広告掲載申込書(以下「広告掲載申込書」という。)」(別記第1号様式)により、随時申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 統計課長は、前条の規定による申し込みがあったときには、申込み受付日順に、第3条の規定に基づき広告の内容やリンク先の内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 統計課長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「群馬県統計情報提供システム(ホームページ)広告掲載(不掲載)決定通知書」(別記第2号様式)により、その結果を広告掲載者に通知する。

3 期間中に複数の申込みを受け付けた場合、統計課長は、県内に事業所等を有する企業又は自営業者を優先して順位付けた上で審査を行い、広告主を決定する。

4 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、統計課長は、抽選により順位を決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を統計課長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、原則として、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 統計課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) リンク先の内容が第3条各号のいずれかに該当することになったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと統計課長が認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告を取り下げようとするときは、書面により統計課長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、統計課が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が31日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載期間の更新)

第14条 広告掲載期間の自動的な更新は行わないものとする。

2 継続して広告の掲載を希望する場合、広告主は新たに広告掲載申込書を提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は、当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を取り消した日の翌月から広告掲載終了予定日までの月数で月割り計算した額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の7日前までに統計課長に申し出るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月13日から施行する

(経過措置)

2 この要領の施行日前に決定された広告掲載の位置については、なお従前の例による。